
平成21年 第3回（定例）由布市議会会議録（第6日）

平成21年9月18日（金曜日）

議事日程（第6号）

平成21年9月18日 午前10時03分開議

- 日程第1 請願の取下げの件について
- 日程第2 請願・陳情について
- 日程第3 発議第4号 由布市議会委員会条例の一部改正について
- 日程第4 報告第7号 由布市みらいふるさと基金条例の運用状況に関する報告について
- 日程第5 報告第8号 平成20年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率について
- 日程第6 報告第9号 平成19年度由布市一般会計継続費精算報告書について
- 日程第7 認定第1号 平成20年度由布市一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 認定第2号 平成20年度由布市水道事業会計収支決算の認定について
- 日程第9 議案第70号 由布市住民自治基本条例の制定について
- 日程第10 議案第71号 由布市一般旅券発給等事務証紙等購買基金条例の制定について
- 日程第11 議案第72号 由布市営土地改良事業に要する経費の賦課徴収に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第73号 由布市娯楽レクリエーション地区内の建築制限の緩和に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第74号 由布市水道事業の設置に関する条例の一部改正について
- 日程第14 議案第75号 市道路線の廃止について
- 日程第15 議案第76号 市道路線の認定（高津透内線）について
- 日程第16 議案第77号 市道路線の認定（庄内湯平線）について
- 日程第17 議案第78号 市道路線の認定（長宝中央線）について
- 日程第18 議案第79号 平成21年度由布市一般会計補正予算（第4号）
- 日程第19 議案第80号 平成21年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第20 議案第81号 平成21年度由布市老人保健特別会計補正予算（第1号）
- 日程第21 議案第82号 平成21年度由布市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第22 議案第83号 平成21年度由布市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第23 議案第84号 平成21年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

- 日程第24 議案第85号 平成21年度由布市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第25 議案第86号 平成21年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第26 議案第87号 平成21年度由布市健康温泉館事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第27 議案第88号 平成21年度由布市水道事業会計補正予算（第1号）

追加日程

- 日程第1 農業委員の推薦について
- 日程第2 発議第5号 新保険業法の適用除外を求める意見書
- 日程第3 閉会中の継続審査・調査申出書

本日の会議に付した事件

- 日程第1 請願の取下げの件について
- 日程第2 請願・陳情について
- 日程第3 発議第4号 由布市議会委員会条例の一部改正について
- 日程第4 報告第7号 由布市みらいふるさと基金条例の運用状況に関する報告について
- 日程第5 報告第8号 平成20年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率について
- 日程第6 報告第9号 平成19年度由布市一般会計継続費精算報告書について
- 日程第7 認定第1号 平成20年度由布市一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 認定第2号 平成20年度由布市水道事業会計収支決算の認定について
- 日程第9 議案第70号 由布市住民自治基本条例の制定について
- 日程第10 議案第71号 由布市一般旅券発給等事務証紙等購買基金条例の制定について
- 日程第11 議案第72号 由布市営土地改良事業に要する経費の賦課徴収に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第73号 由布市娯楽レクリエーション地区内の建築制限の緩和に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第74号 由布市水道事業の設置に関する条例の一部改正について
- 日程第14 議案第75号 市道路線の廃止について
- 日程第15 議案第76号 市道路線の認定（高津透内線）について
- 日程第16 議案第77号 市道路線の認定（庄内湯平線）について
- 日程第17 議案第78号 市道路線の認定（長宝中央線）について
- 日程第18 議案第79号 平成21年度由布市一般会計補正予算（第4号）
- 日程第19 議案第80号 平成21年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

- 日程第20 議案第81号 平成21年度由布市老人保健特別会計補正予算（第1号）
日程第21 議案第82号 平成21年度由布市介護保険特別会計補正予算（第2号）
日程第22 議案第83号 平成21年度由布市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
日程第23 議案第84号 平成21年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
日程第24 議案第85号 平成21年度由布市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
日程第25 議案第86号 平成21年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
日程第26 議案第87号 平成21年度由布市健康温泉館事業特別会計補正予算（第1号）
日程第27 議案第88号 平成21年度由布市水道事業会計補正予算（第1号）

追加日程

- 日程第1 農業委員の推薦について
日程第2 発議第5号 新保険業法の適用除外を求める意見書
日程第3 閉会中の継続審査・調査申出書

出席議員（25名）

- | | |
|------------|------------|
| 1番 小林華弥子君 | 2番 高橋 義孝君 |
| 4番 新井 一徳君 | 5番 佐藤 郁夫君 |
| 6番 佐藤 友信君 | 7番 溝口 泰章君 |
| 8番 西郡 均君 | 9番 湊野けさ子君 |
| 10番 太田 正美君 | 11番 二宮 英俊君 |
| 12番 藤柴 厚才君 | 13番 佐藤 正君 |
| 14番 江藤 明彦君 | 15番 佐藤 人巳君 |
| 16番 田中真理子君 | 17番 利光 直人君 |
| 18番 久保 博義君 | 19番 小野二三人君 |
| 20番 吉村 幸治君 | 21番 工藤 安雄君 |
| 22番 生野 征平君 | 23番 山村 博司君 |
| 24番 後藤 憲次君 | 25番 丹生 文雄君 |
| 26番 三重野精二君 | |

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

局長 野上 安一君
書記 馬見塚量治君
書記 衛藤 哲雄君

説明のため出席した者の職氏名

市長	首藤 奉文君	副市長	清水 嘉彦君
教育長	清永 直孝君	総務部長	吉野 宗男君
総務課長	工藤 浩二君	財政課長	長谷川澄男君
総合政策課長	相馬 尊重君	会計管理者	佐藤 利幸君
産業建設部長	佐藤 省一君	水道課長	目野 直文君
健康福祉事務所長	秋吉 敏雄君	健康増進課長	衛藤 義夫君
保険課長	生野 博文君	環境商工観光部長	平野 直人君
挟間振興局長	米野 啓治君	庄内振興局長	佐藤 和明君
湯布院振興局長	佐藤 和利君	教育次長	島津 義信君
消防長	浦田 政秀君	代表監査委員	佐藤 健治君

午前10時03分開議

○議長（三重野精二君） 皆さん、おはようございます。今期定例会も本日が最終日です。議員及び執行部各位には、連日の御審議また現地調査等でお疲れのことと存じますが、本日もよろしくお願いを申し上げます。

ただいまの出席議員数は25人です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

執行部より市長、副市長、教育長、代表監査、各部長及び関係課長の出席を求めています。本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程第6号により行います。

ここで執行部より修正の申し出がありますので、それを許可します。会計管理者。

○会計管理者（佐藤 利幸君） おはようございます。8番、西郡議員のさきの発言通告による平成20年度由布市歳入歳出決算書の財産に関する調書268ページでございますけど、この基金については、昨年度以前になくしたものは記載しないことについての私の説明を訂正いたします。

当該家畜導入資金供給事業基金は、20年度末現在存在をしております。同基金には199円の現金、この預金管理をしておりますが、ございます。調書中の前年度末現在高、決算年度中増減高、決算年度末現在高、いずれもゼロ表記となっておりますが、これは単位が1,000円の表記のためでございます。よって、調書どおりの表記が正しく、9日説明のないもの、これ「基金

は表記しません」を、「基金は存在しており、記載しなければなりません」に訂正をいたします。

以上でございます。（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（三重野精二君） ここで暫時休憩をいたします。

午前10時06分休憩

.....

午前10時25分再開

○議長（三重野精二君） 再開いたします。

----- . ----- . -----

○議長（三重野精二君） それでは、日程第1、請願の取下げの件についてを議題とします。

請願受理番号8は、本定例会において建設水道常任委員会に付託をいたしました。請願者から取り下げる旨の申し出がありました。建設水道委員長より報告をお願いいたします。建設水道委員長。

○建設水道常任委員長（利光 直人君） 建設水道委員長の利光でございます。それでは報告をいたします。

本申請につきましては、9月14日に現調を行い、審査に入っておりました。その後、翌日の15日付で請願の申請者より取り下げの申し出がありましたので、審査を中断いたしました。

以上です。

○議長（三重野精二君） ただいまの報告について質疑はありませんか。8番、西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） 取り下げる事情がわかりましたら、委員長お願いしたいんですが。

○建設水道常任委員長（利光 直人君） 昨年の12月に湯布院もこういう件が1件ありまして、市道でございますので、執行部及び議員の方にもできたらこういうような要望でお願いしたいということを本会議場で私が伝えております。これにならって、今後再度これが出てきたということで、当委員会としては要望に切りかえてほしいということで、こういう結果になりました。

○議長（三重野精二君） 西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） 当委員会が要望に切りかえてほしいというのは、請願権の侵害なんです。住民が請願出したやつを議会サイドが請願を取り下げてくれなんちゅうことを言うなんて、もってのほかなんで、これは取り下げることについては、いささか同意しかねます。反対であります。

○議長（三重野精二君） 利光直人君。

○建設水道常任委員長（利光 直人君） これにつきましては、紹介議員と地元の橋本区長会長さん、岡区長さん同意の上で要望書に切りかえておりますので、別になんら支障ないと思っております。

○議長（三重野精二君） これで質疑を終わります。

それではお諮りします。ただいま議題となっております請願受理番号8の取り下げの件については、請願者からの取り下げの申し出のとおり、これを承認することにご異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） それではお諮りします。ただいま議題となっております請願受理番号8の取り下げの件については、請願者からの取り下げの申し出のとおり、これを承認することに賛成の方の起立をお願いします。

〔議員24名中起立23名〕

○議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、請願受理番号8の取り下げの件については、これを承認することに決定しました。

○議長（三重野精二君） それでは、日程第2、請願・陳情についてを議題とします。

本定例会において付託いたしました請願2件及び前期定例会にて継続審査の請願1件、陳情2件につき、各委員長に審査の経過と結果について報告を求めます。

まず、総務常任委員長、新井一徳君。

○総務常任委員長（新井 一徳君） おはようございます。本委員会に付託の陳情を審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則136条第1項の規定により報告をします。

日時は、平成21年9月15日。

場所は、庄内庁舎3階会議室。

出席者は総務委員全員です。

さきの6月議会で付託され、継続審査の陳情受理番号1、件名は「安全・安心な国民生活実現のため、国土交通省の地方出先機関の存続を求める陳情書」、審査結果は不採択であります。

経過及び理由は、地方では、国・都道府県・市町村の役割分担を明確化した上で、地方の自立につながる行政面での分権改革や税源移譲の推進や、地方交付税制度の再構築、国庫補助負担金等の廃止を求め、地域に住む住民がみずからの意思によって地域の行政を決定できる仕組みの実現を求めています。

前回、継続の理由として、今後の地方分権改革や国の地方出先機関に関する動向を見極めるため、継続審査として意見書を提出するか判断をしたいということでありました。政権が民主党に変わり、新政権は出先機関を原則廃止し、自治体へ業務を移管する方針との様子ではありますが、まだ具体的に新政権の政策が打ち出せていません。

また、この陳情は前政権に対する意見書を求めるものであったため、政権交代期でもあり、今

回は意見書は提出しないことに決しました。

以上であります。

○議長（三重野精二君） 次に、文教厚生常任委員長、溝口泰章君。

○文教厚生常任委員長（溝口 泰章君） おはようございます。文教厚生常任委員会委員長、溝口泰章でございます。

本委員会に付託で継続審査となっておりました請願1件を審査の結果、以下のとおり決定したので、会議規則第136条第1項の規定により、報告します。

審査の日時は、21年9月16日。

場所は、湯布院庁舎会議室でございます。

出席者は、委員会全員の審査で行いました。

受理番号2、受理年月日、平成21年5月22日、件名、新保険業法の適用除外の意見書提出を求める請願についての委員会の意見でございます。

ニセ共済を規制するべく、第162通常国会で改正された保険業法ですが、これまで健全に運営されてきた多くの自主共済まで規制されることとなり、存続が困難になってきたことは認められます。

自主共済は営利からかけ離れたものであり、営利を優先する保険会社とは同列に規制すべきでなく、新保険業法の適用除外とすることを認め、本請願を採択すべきと決しました。以上のように、審査結果は採択でございます。

以上です。

○議長（三重野精二君） 次に、建設水道常任委員長、利光直人君。

○建設水道常任委員長（利光 直人君） それでは、建設水道常任委員会から請願の報告をいたします。

本委員会に付託の請願を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第136条第1項の規定により報告をいたします。

日時は、14日から16日までの3日間でした。

会場は、挾間庁舎4階の第3委員会室。

出席者については、私を含め全員でございます。

受理番号7、受理年月日、21年8月14日、件名、市道の認定に関する請願書。

委員会の意見、本道路は生活道路として、また観光用道路としても現在利用しているため、地元として必要と思われましたので、全員一致で採択すべきものと決定いたしました。

以上、御報告を終わります。

○議長（三重野精二君） 次に、観光経済常任委員長、山村博司君。

○観光経済常任委員長（山村 博司君） おはようございます。それでは、観光経済常任委員会委員長の山村です。請願・陳情の審査報告を申し上げます。

本委員会に付託の請願審査の結果、会議規則第136条第1項の規定により報告を申し上げます。

日時は、平成21年9月15日。

場所におきましては、挟間庁舎4階、第1委員会室。

現地調査は、平成21年9月17日行いました。

出席者は、観光経済常任委員全員です。

審査の結果を申し上げます。請願、受理番号9、受理年月日、平成21年8月24日。件名、畜産拠点施設の建設に関する請願。

委員会の意見として、この請願は由布市肉用牛生産者連絡協議会から「由布市の畜産関係施設」の畜産施設の拠点となる施設を庄内町構造改善センター敷地及び隣接地に建設してほしい旨の請願です。

御承知のように、由布市の畜産振興の拠点となっていた大分家畜市場が廃止・売却され、畜産振興の拠点がなくなり、畜産農家の打撃や生産意欲が低迷していることをかんがみ、施設の建設については、当委員会として委員全員一致した考えであります。

しかしながら、市の畜産品評会や中央ブロックの品評会、登録検査等の活用や車社会や周辺の地理的環境を考慮いたしますと、膨大な駐車スペースの確保等を考慮するとき、強い要望のあった庄内町構造改善センターと周辺用地では、由布市の畜産拠点用地としては狭過ぎるとの委員会の見解であります。

以上のことから、当委員会では畜産拠点整備の建設請願については、十分必要とは考えております。ただ、建設場所につきましては、今後市や関係者において十分協議を行い、将来にわたって活用できる建設場所の模索が必要との見解であります。

したがって、施設建設には早急に必要であるが、請願要望のあった建設予定地については、今後十分な協議が必要であるとのことから、趣旨採択といたします。

続いて、継続審査分を申し上げます。

さきの6月議会に提出されたものでありますが、受理番号5、受理年月日、平成21年5月20日。件名、農地法の「改正」に反対する請願であります。

委員会の意見として、この請願については、国において6月17日に請願趣旨の法案が可決され、成立されており、今後国の動向を見る必要があることから、審査した結果、本請願は継続審査といたすものであります。

以上で、報告を終わります。

○議長（三重野精二君） 以上で、各委員長の報告は終わりました。

これより審議に入ります。

なお、委員長報告に対する質疑については、審査の経過と結果に対する疑義にとどめることをお願いしておきます。

まず、請願受理番号7を議題として、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 討論なしと認めます。

これより請願受理番号7を採決します。この請願に対する委員長報告は採択です。請願受理番号7を採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立22名〕

○議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、請願受理番号7は採択とすることに決定しました。

次に、請願受理番号9を議題として、質疑を行います。質疑はありますか。5番、佐藤郁夫君。

○議員（5番 佐藤 郁夫君） お疲れでございます。ちょっと1点だけ見通しも含めて、委員長にお尋ねをいたします。

畜産農家を初め、一生懸命生産をしてる皆さんが、やはり今まで家畜市場ございまして、JAが管理をして、これまでやはり由布市の中核としてそういう市場、品評会等もしていたところが、急にそういうことで企業等に売り払って、その生産する皆さんがやはり品評会等に困ると。十分私も趣旨わかりますし、私も紹介議員でございますので、ぜひともそういう生産者の意欲をそがないように早急にこの件については建設をして、取り組みを進めていただきたい、そういう意味で今審議内容をお聞きをしました。

そういう構造改善センター周辺では、狭過ぎて衛生上問題があると、そういう審議でございますが、建設場所については、今後市の関係者を含めて早急にと、そういう模索が必要だと思っておりますが、委員会の中でそういう生産者の意向を酌むためには、やはり市としてそういう予備的なことも含めて、今後予定地がそういう方向で見つけると申しますか、そりゃ地権者もおりますから、やはり早急にこの件は対応すべきと思いますので、そういう見通しの予定の報告等もあるのか、その見通しをちょっとお聞きしたいと思っておりますので、よろしくお聞きいたします。

○議長（三重野精二君） 山村博司君。

○観光経済常任委員長（山村 博司君） それでは、佐藤郁夫議員の質問にお答えします。

今私が説明しましたように、ことしの6月ですか、農協合併によりまして、大分県が16農協が合併になったということで、家畜市場を売却したということでありまして、その中で議員が指摘のように、生産者の生産意欲をそぐと、喪失させるということが一番懸念されております。

当委員会では現地調査も行いまして、生産協議会の会長、肉用牛生産協議会の会長さんも立ち会いのもとで現地を見たわけでありまして、現地については意見のように、場所が狭いということでもあります。御意見の予定地につきましては、肉用牛協議会と市と話し合いの中で、三、四カ所予定地では話が出たということでありまして、言ってみりや大龍のカントリーパークの上、大龍地区であります、そこが30アールぐらいの用地があると。それから、もう一点は星南小学校の跡地等があるということで、2点については話を聞いておりますし、これからそういう生産者に対して、それだけでなく農業振興にかなり大きな影響を与えるという意味から、やはり早急に対応をしてほしいという委員会のほうから要望しておきました。

それで、これからはその建設予定について、肉用牛生産者協議会と市のほうと早速協議を重ねて、早急に予定地を決定して、その場所を決定して今後その拠点施設をつくっていききたいという市側並びに振興会の会長の話であります。

そういうことでもありますので、御理解をいただきたいと思います。あそこの予定地については、我々委員会が見た中では、加工センターがあそこにあるということで、それも場所が狭いということと、加工センターがあるということで食品衛生上に多少そういうような影響もあるんじゃないかというような意見も出ました。

そういう内容でございます。御理解いただきたいと思います。

○議長（三重野精二君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 討論なしと認めます。

これより請願受理番号9を採決します。この請願に対する委員長報告は趣旨採択です。請願受理番号9を趣旨採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立24名〕

○議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、請願受理番号9は趣旨採択とすることに決定いたしました。

請願受理番号5は継続審査です。

次に、陳情受理番号1を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。8番、西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） 委員会の意見で気になるところがあるんですけども、陳情は前政権に対する意見書を求めるものであったと言いますけども、政権の継続性から言うたら、こういう表現の仕方ちゅうのはおかしいんじゃないですか。そこ辺では総務委員会ではどういう議論になったんですか。

○議長（三重野精二君） 4番、新井一徳君。

○総務常任委員長（新井 一徳君） 陳情書を総理大臣等に意見書を出してくれということでありましたけども、委員会するときにはまだ政権がはっきり今度の鳩山首相に決まっていなかったのも、一つの要因でありますし、もう一つこの陳情書・意見書を提出してくれということは、麻生内閣の時代に地方分権改革推進委員会が開かれ、その中でこういった廃止という、出先機関の廃止というような方向性を出してきたということでもありますので。

○議長（三重野精二君） 新井君、マイクを。

○総務常任委員長（新井 一徳君） 済いません。申しわけありません。

この結論を出すときには、まだ鳩山政権となっておりませんでしたので、そういったのが一つの理由でもありますけども、もう一つはこの出先機関の廃止という方向は、麻生内閣時代に地方分権改革推進委員会というものをつくって、廃止という方向でありましたので、当時の麻生内閣とは違った意味で、新政権の前政権に対する意見書という意見をつけました。

以上です。

○議長（三重野精二君） 8番、西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） 今の説明では、理解も納得もできません。もう少し慎重にね、いくら政権が変わるといっても、その政党の政策にどうこうちゅうんじゃないんです。こちら側からはもちろん遠方の人が請願者ですから、別にどうちゅうことないんですけども、やっぱりそれに対してどういうことを考えるかと、議会の姿勢ちゅうんか、考え方が問われるわけですから、あそこの政権じゃけんこう出す、あそこの政権じゃけ出さないなんて、そんなばかげたことを意見でまとめるちゅうのは、私にはちょっと考えられないんですけども、そういう議論もしてなかったようにあるんですが、その辺はどうなんですか。

○議長（三重野精二君） 4番、新井一徳君。

○総務常任委員長（新井 一徳君） だから、先ほど言いましたように、9月15日時点では新政権がまだはっきり決まっていなかったということでもあります。

（「議論したんか、しなかったんかって聞きよるのに」と呼ぶ者あり）だから、議論はありません。（「勝手に書いたっていうことやな」と呼ぶ者あり）

○議長（三重野精二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 討論なしと認めます。

これより陳情受理番号1を採決します。この陳情に対する委員長報告は不採択です。したがって、陳情原案について採決します。陳情受理番号1を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立0名〕

○議長（三重野精二君） 起立少数です。よって、陳情受理番号1は不採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情受理番号2を議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 討論なしと認めます。

これより陳情受理番号2を採決します。この陳情に対する委員長報告は採択です。陳情受理番号2を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立24名〕

○議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、陳情受理番号2は採択とすることに決定いたしました。

○議長（三重野精二君） 次に、日程第3、発議第4号を議題として討論、採決を行います。

それでは討論を行います。討論はありませんか。8番、西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） この発議第4号由布市議会委員会条例の一部改正については、出された議員が議運のメンバーでもないんだから、最初から議会運営委員会に付託すればいいものを棚ざらしにして、私が聞いたことも後質疑のしようもないんですよ。だから、名称ぐらいだから議会運営にとってどうっちゅうことないけども、事務局が言うとおりにしたみたいなのを平気で説明するようじゃ、もう議会の議員としての資質っちゅうか何ちゅうか、主体性が問われますよ。反対の理由はそれが1つ。

それと、思い起こせば2年前、今度の介入ちゅうのは、余りそげえ大したこっちゃないですけど

ども、議会事務局長が議案の提出日を告示の前に通告書を出させたり、あるいは議会運営委員会のメンバーに議運の委員長を入れなきゃならんみたいなばかげたことを平気で、田舎の町議会ならともかく、もう市になってそんな変な介入までするような、事務局長の言うとおりに議会はそれとおりにまたしたわけなんですけどね、それを思い起こさせるような今度事態ですよ。そういうのも含めて、こんな主体性のない自主性のないような委員会条例ちゅうのは、認めることできません。

○議長（三重野精二君） 次に、原案賛成者おりませんか。9番、淵野けさ子君。

○議員（9番 淵野けさ子君） 9番、淵野です。発議案第4号由布市議会委員会条例の一部改正についての賛成討論の立場からさせていただきます。

今同僚議員が申しましたけども、この一部改正につきましては、提案理由といたしましては、議員定数が4名減るということで、その改正によって委員会条例の整備を行いたいからということでございます。

特別委員会は議会全体が決めて、そして特別委員会で議論をしていただきました。その中で、議員数の削減等も特別委員会などの議題にあったようにありますので、続けて特別委員会がさせていただいたと思っております。逐次全協で報告をいただきました。

特別委員会といたしましては、しっかり議論をしたということをお聞きしましたので、そのところは何ら心配することはありません。先ほど反対討論の中にもありましたが、この委員会を3つに割るということは、やはり定数が改正されると、各常任委員会が人数が少なくなると、今後やはり多岐にわたる事務事業が予想されますので、やはり7人、それから8人と委員会の構成が必要だと、私はそれは思います。

それから、事務局がかみ過ぎとありますが、やはりこういうことに関しましては、他市町村、全国の市町村、自治体の事例もやはり由布市だけが単独で考えるのではなくて、いろんなやはり情報もいただかないと、そしていろんな角度からの研究もなされないと、やはりいけなかったと思うので、事務局が主導というふうに私は思っておりません。

そして、文教厚生はその名称がちょっと教育民生という名称に変わるということで、全協で議論がありましたけども、これもしっかり特別委員会の中で議論されてて、何ら問題があると私は思いません。

しかるに、特別委員会というものは、議会全体で決めて、そしてしっかりそこで議論されているものと私は思っておりますので、特別委員会の意思は尊重しなければならないというふうに思っておりますので、賛成の立場で討論いたします。

○議長（三重野精二君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） これで討論を終わります。

これより発議4号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立23名〕

○議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。再開は11時10分とします。

午前10時59分休憩

.....

午前11時09分再開

○議長（三重野精二君） 再開します。

----- . ----- . -----

○議長（三重野精二君） それでは、日程第4、報告第7号から日程第27、議案第88号までの24件を一括議題とします。

付託しております各議案について、各委員長にそれぞれの議案審議に係る経過と結果について報告を求めます。

まず、総務常任委員長、新井一徳君。

○総務常任委員長（新井 一徳君） 総務常任委員会審査報告をいたします。

総務常任委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告いたします。

日時、場所、出席者については、記載のとおりでございます。

まず、報告第7号由布市みらいふるさと基金条例の運用状況に関する報告について、平成20年度において由布市みらいふるさと基金への寄附金として合計で5件、138万5,000円の寄附金があり、基金に積み立てたと報告であります。全会一致で了承しました。

報告第8号平成20年度決算における健全化比率及び資金不足比率について、担当課から説明を受け、全会一致で了承しました。

報告第9号平成19年度由布市一般会計継続費精算報告書について、平成19年度、20年度と継続事業となっていました日出生台塚原線改良事業の継続事業が終了したとの報告であります。全会一致で了承しました。

次に、認定第1号平成20年度由布市一般会計並びに特別会計の歳入歳出決算の認定について、審査の結果、認定すべきものと決定しました。

経過及び理由であります。平成20年度由布市一般会計の歳入歳出決算は、歳入総額156億1,912万4,601円、歳出総額149億9,604万3,087円、歳入歳出差引額

6億2,308万1,514円、実質収支額5億1,383万8,170円、歳入における収入未済額の合計8億1,898万3,948円、歳出における不用額の合計は3億7,786万7,000円です。

当委員会に付託されました案件についての審査に当たりましては、執行部より提出されました決算書、主要施策の成果説明書、監査委員の意見書、その他関係資料をもとに審査をいたしました。

20年度も厳しい財政状況の中での予算執行でしたが、経常収支比率は93.1%で、前年度に比べ2.8ポイント減少したものの、依然として財政状況は硬直化しております。昨今の社会的な経済情勢をかんがみても、本年度はさらに大変厳しい状況であります。このような中で、由布市の財政を健全化させ、将来にわたって安定的な財政運営ができるよう、職員一人一人が一層の緊張感を持って、由布市一丸となって行財政改革に邁進していく必要があります。

慎重審議の結果、全会一致で認定すべきと決しました。

次に、議案第79号平成21年度由布市一般会計補正予算（第4号）について、審査の結果、原案を可決すべきと決しました。

経過及び理由といたしまして、本補正予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ5億3,745万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ161億5,798万3,000円と定めるものです。

当委員会に付託されました補正予算のうち、歳入予算の主なものは、15款国庫支出金2項国庫補助金1目総務費国庫補助金1節特定防衛施設周辺整備事業補助金4,950万円のうちの3,000万円、2節総務費補助金のうち、地域情報通信基盤整備推進交付金2,700万円、16款県支出金2項県補助金1目総務費県補助金462万円、22款市債1項市債1目総務費の臨時財政対策債、同じく合併特例債、地域情報通信基盤整備推進事業7,690万円が主なものであります。

次に、歳出の予算の主なものとして、1款議会費1項1目議会費13節委託料372万6,000円は、待望の議会中継システムの委託費、2款総務費1項総務管理費7目電子計算費1億936万3,000円は、インターネット環境格差解消のための整備費です。そして、9目地域振興費13節委託料497万2,000円と、15節工事請負費4,096万7,000円は、湯布院町の西石松公民館新築工事費と畑公民館の改修工事費、挾間町のJR鬼瀬駅のトイレの改修のための設計監理が主なものであります。

審査の中で、自治公民館に対する補助金のあり方を、由布市全体として不公平感のないように検討すべきとの意見がありました。

慎重審議の結果、賛成多数で可決すべきと決しました。

以上であります。（発言する者あり）

○議長（三重野精二君） 次に、文教厚生常任委員長、溝口泰章君。

○文教厚生常任委員長（溝口 泰章君） では、文教厚生常任委員会の審査報告を行います。

本委員会の付託の事件は、審査の結果以下のとおり決定しましたので、会議規則第103条の規定により報告します。

日時、場所、出席者、担当課等は、ごらんになってください。

最初の事件から参ります。認定第1号平成20年度由布市一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の認定についてですが、その審査の経過から先に申し上げます。

平成20年度の一般会計の決算額は、歳入156億1,912万4,601円、歳出総額を149億9,604万3,087円、形式収支6億2,308万1,514円となっております。

本委員会に係る歳出については、2款では人権同和対策費850万9,000円で、前年度比95万4,000円の増、12.6%です。戸籍住民基本台帳費1億93万3,000円で、前年度比978万5,000円、10.7%の増です。

3款では、43億9,088万2,000円で、扶助費また障がい者や子育て支援の特別対策基金の積立金増もあり、前年度比1,608万5,000円、0.4%の増となっております。

4款では13億9,722万7,000円で、特定健診のスタートにより検診委託料の減などにより、前年度比6,011万1,000円、4.1%の減、5款では600万円で補助金減により前年度比90万4,000円、13.1%の減、10款では17億9,712万円で、主に給食センター建設に伴う事業費の増等により、前年度比4億9,466万8,000円、38%の増となっております。

また、特別会計で国民健康保険特別会計では、歳入39億9,387万210円、これは主に前期高齢者交付金の新設されたものの、療養給付費交付金等の減により、前年度比4.6%の減です。歳出36億4,595万7,326円、同8.0%の減です。形式収支は3億4,791万2,884円となっております。

老人保健特別会計では、歳入5億2,413万7,844円、後期高齢者医療制度の移行によって、前年度比89.6%の減です。歳出は4億9,557万1,537円、同じく90%の減となっております。形式収支は2,856万6,307円でございます。

介護保険特別会計では、歳入30億7,702万2,385円、これは主に被保険者数の増加等により、前年度比5.6%の増です。歳出は30億3,540万9,889円、同様に5.7%の増となっており、形式収支は4,161万2,496円でございます。

農業集落排水事業特別会計では、歳入1億989万4,501円、これは繰入金の減により前年度比2.8%の減です。歳出は1億830万2,820円、同様に3.7%の減となっており、

形式収支は159万1,681円となっております。

また、健康温泉館事業特別会計では、歳入が1億4,743万673円、これは繰入金の増により前年度比10%の増です。歳出が1億4,369万1,784円、同じく9.0%の増となっております。形式収支は373万8,889円となっております。

後期高齢者医療特別会計では、老人保健制度からの移行により、歳入が3億5,144万5,021円、歳出が3億4,988万7,317円、形式収支は155万7,704円となっております。

委員会の審査の過程におきまして、10款5項1目学校給食費の運営に関しましては、食材の仕入れには地産地消を取り入れて、経費や手間がかかろうとも地元商業の活性化にもつながるようなシステムを考えていくべきとの意見が出ております。

また、7項保健体育費については、スポーツの振興は以前の体育振興課のような行政の組織機構での位置づけを背景とした具体的な振興が図られるべきであるとの意見が出ております。

農業集落排水事業特別会計におきましては、以前から指摘してきましたように、種々の問題を抱えており、運営協議会の開催を通じて今後のあり方を協議すべきとの意見が出ております。

健康温泉館事業特別会計におきましても、健康増進はもとより、予防医学の浸透のためにも、温泉療法を生かし、本課と福祉・医療諸機関との連携やシャトル・ユーバスを使つての集客力アップを図るべきとの意見が出ております。

以上の意見を付し、賛成多数で原案を認定すべきと決しました。

続きまして、議案第71号由布市一般旅券発給等事務証紙等購買基金条例の制定についてでございます。

審査の過程は、本案につきましては、平成22年1月に大分県から権限移譲される旅券申請受付及び交付に係る事務を円滑に行うため、由布市一般旅券発給等事務証紙等購買基金を設置し、その管理に関する必要事項を定めるため基金条例を制定するものです。

審査の結果、全会一致で原案可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第79号平成21年度由布市一般会計補正予算（第4号）についてでございます。

審査の過程は、歳入歳出それぞれ5億3,745万7,000円を追加し、予算の総額を161億5,798万3,000円と定めるものです。本委員会に係る主なものは、2款では3項2目県より権限移譲による旅券発給費593万5,000円、3款では1項1目13節湯布院福祉センター建設に伴う設計監理委託料で、2,383万2,000円、15節敷地造成工事費1,500万円、7目19節地域介護・福祉空間整備等補助等では1,924万7,000円、2項1目19節子育て応援手当給付金3,312万円、2目19節保育所等施設整備事業補助金

1,989万9,000円、4款では1項1目13節がん検診委託料477万円、10款では7項2目15節湯布院総合グラウンド整備2,200万円等です。

審査の過程で、4款1項1目委託料の女性のがん検診については、受診率の向上に対する起爆剤となるよう、広く周知徹底を図るようとの意見が出ております。

10款7項1目19節負補交の各種大会出場補助金については、学校行事の県体出場を果たした後の大会出場に際して、補助金制度を設けたことにつきましては、執行部の姿勢に敬意を表すところですが、今後は学校行事以外の九州大会及び全国大会等の出場にも補助の制度を広げ、由布市のスポーツ振興とその成果向上のシステムを確立していただくよう意見が出ております。

審査の結果、賛成多数で原案可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第80号平成21年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）ですが、審査の経過につきましては、歳入歳出それぞれ9,756万1,000円を追加し、予算の総額を40億9,933万4,000円と定めるものです。

歳入の主な補正は、1款1項1目国民健康保険税の調定額等見直しによる4,144万7,000円の減額。6款1項1目平成20年度療養給付費交付金の精算による1,165万4,000円の増額。13款2項1目基金繰入金1億9,900万3,000円の減額。14款1項2目平成20年度繰越金の確定による3億2,291万2,000円が増額となっております。

歳出の主な補正は、6款1項1目平成21年度介護給付金負担金額の確定による2,356万6,000円の減額。9款1項1目平成22年度での平成20年度前期高齢者交付金の返納及び精算のための基金積み立て5,000万円の増額。11款1項3目平成20年度の精算に伴う国費、県費返納金の7,002万2,000円が増額となっております。

審査の結果、賛成多数で原案可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第81号平成21年度由布市老人保健特別会計補正予算（第1号）です。

審査の過程は、歳入歳出それぞれ2,856万5,000円を追加し、予算の総額を5,967万3,000円と定めるものです。

歳入の主な補正は、5款1項1目平成20年度繰越金の確定による2,856万5,000円が増額となっております。

歳出の主な補正は、平成20年度精算に伴い、2款1項支払い基金等2,551万5,000円、2項1目一般会計繰出金305万円、それぞれ増額となっております。

審査の結果、全会一致で原案可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第82号平成21年度由布市介護保険特別会計補正予算（第2号）についてです。

審査の経過ですが、歳入歳出それぞれ3,165万円を追加し、予算の総額を32億4,771万

7,000円と定めるものです。

歳入の主な補正は、1款1項1目調定見直しによる介護保険料3,071万円の減額。4款1項1目介護給付費交付金の現年度分を910万6,000円の減額。7款2項基金繰入金2,936万5,000円の増額。8款1項1目平成20年度繰越金の確定による4,161万3,000円が増額となっております。

歳出の主な補正は、2款は介護サービス等諸費と介護予防サービス費等諸費の組み替えで、7款1項償還金等が前年度精算で2,879万6,000円の増額となり、3項繰出金が283万2,000円の増額となっております。

審査の結果、賛成多数で原案可決すべきと決しました。

続きまして、議案第83号平成21年度由布市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）です。

審査の過程は、歳入歳出それぞれ415万4,000円を追加し、予算の総額を3億7,889万1,000円と定めるものです。

歳入の主な補正は、1款1項2目保険料滞納繰越金の収納見込みによる249万9,000円の増額。4款1項1目平成20年度繰越金の確定による155万7,000円が増額となっております。

歳出の主な補正は、2款1項1目広域連合納付金378万6,000円が増額となっております。

審査の結果、賛成多数で原案可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第86号平成21年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）です。本議案の審査の過程は、歳入歳出それぞれ148万2,000円を追加し、予算の総額を1億2,075万9,000円と定めるものです。

歳入の主な補正は、7款1項1目平成20年度繰越金の確定による148万2,000円が増額です。

歳出の主な補正は、1款1項平成20年度繰越金の確定による基金積み立て74万1,000円の増額等となっております。

審査の結果、賛成多数で原案可決すべきと決しました。

最後に、議案第87号です。平成21年度由布市健康温泉館事業特別会計補正予算（第1号）についてです。

審査の過程は、歳入歳出それぞれ48万4,000円を追加し、予算の総額を1億4,237万1,000円と定めるものです。

歳入の主な補正は、2款1項1目一般会計繰入金275万4,000円の減額、3款1項1目平成20年度繰越金の確定による323万8,000円が増額となっております。

歳出の主な補正は、1款1項1目一般管理費で、備品購入費等48万4,000円の増額となっております。

審査の結果、全会一致で原案可決すべきものと決しました。

以上で、報告を終わります。

○議長（三重野精二君） 次に、建設水道常任委員長、利光直人君。

○建設水道常任委員長（利光 直人君） それでは、建設水道常任委員会から委員会の報告を申し上げます。

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告をいたします。

日時、会場、出席者、説明者についてはごらんください。

審査の結果を報告します。認定第1号平成20年度由布市一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の認定について、審査の結果は認定すべきものと決定をしております。

まず、一般会計から、歳入の主なものは、契約管理課の財産貸付収入として1,036万91円で、土地建物の貸付料、駐車場用地の貸付料、外利子及び配当金として520万9,244円で、財政調整基金利子や地域福祉基金利子などです。また、土地建物及び立木の売り払い、外収入として446万3,414円、雑入として損害保険や商工会の駐車場その他で292万8,887円。

歳出の主なものとしまして、契約管理課の担当として燃料費、光熱費、その他で6,095万2,990円。電話料及び保険料その他で2,279万1,284円。施設清掃管理、浄化槽の清掃管理、警備保障その他で5,070万3,528円。市有湯平中鶴泉源代替掘削、その他の工事で2,365万620円。公用車3台購入、その他で463万7,961円。貸付地元交付金、その他で459万5,669円です。

また、都市景観推進課の担当といたしまして、雨水対策の測量設計及び水路工事2,882万740円。湯布院、挾間の都市計画道路整備の検討業務及びまちづくり協議会の補助金その他として1,367万6,327円。事業計画策定業務、公共下水道事業特別会計の繰出金として1,808万8,000円。

建設課の担当といたしまして、職員給料手当その他で1億3,949万6,390円。修繕費及び工事請負費その他としまして、1億4,632万6,584円。県道改良負担金、向原別府線新設改良外18本でして、4億7,254万7,223円が主なものです。

次に、簡易水道の特別会計といたしまして、歳入総額3億3,555万7,000円、歳出総額3億2,989万3,000円となりまして、差額が566万3,000円が繰越金となっております。

歳入の主なものは、水道加入負担金232万円、水道使用料1億2,977万4,000円、一般会計繰入金8,510万3,000円、基金繰入金1,100万円、市債9,460万円、その他でございます。

歳出としまして、総務管理費1億2,398万6,000円の主な内訳につきましては、職員5人の人件費3,738万2,000円、需用費2,281万1,000円、委託料2,665万3,000円、工事請負工事費2,599万3,000円、公債費として簡易水道事業借入償還額が2億590万8,000円、繰上償還分が9,464万3,000円でした。

次に、公共下水道事業の特別会計ですが、歳入総額1,448万7,000円、歳出総額1,446万1,000円、実質収支額は2万6,000円。

歳入につきましては、一般会計繰入金から1,357万3,000円、前年度繰越金76万9,000円外です。

歳出では、処理場用地の草刈りを26万4,000円、それから公共下水道基金積み立てを56万4,000円、公債費の元金1,020万円の利子337万3,000円外でした。

公共下水の意見といたしまして、「平成20年度由布市公共下水基本構想見直し委託業務報告書」の調査委託の結果に基づいて早期に検討し、最善の策を講じるようお願いをしております。

続きまして、認定第2号平成20年度由布市水道事業会計収支決算の認定について、原案を認定すべきと決定をいたしております。

理由につきましては、平成20年度水道事業損益計算書の収益的収入及び支出は、水道事業収益4億8,867万503円で、平成19年度と比較すると水道料金で大口使用者の自己水源（井戸）等により金額で約4,200万円、率として1割程度の減収となっております。一般加入負担金、預金利息と若干の増収はあったものの、水道事業収益としては3,470万4,000円の大幅な減収で、合併後初めて当年度赤字決算となりました。

収益から費用を差し引いた額994万1,533円の純損失（赤字）ですが、が生じておりまして、前年度繰越利益剰余金6,414万5,005円から赤字の補てんを行った残額5,420万3,472円が本年度未処理分利益剰余金となっております。

資本的収入及び支出については、一般会計からの消火栓建設受託金、南部谷地区企業債償還元金に充当する市の補助金により、総収入額で1,862万7,900円となっております。

支出では請負工事費の配水管移設、他の工事と人件費、そして平成20年度内に実施した繰上償還額9,235万2,843円を含む企業債償還金が主なもので、総支出額2億8,410万3,007円となっております。収入より支出を差し引いた額2億6,547万5,107円の不足額は、減債積立金2,000万円、過年度損益勘定留保資金2億4,378万4,689円、消費税及び地方消費税資本的収支調整額169万418円で補てんをしております。

以上のことから、運営につきましては多額の資金が必要で、料金の見直しや今後利用者の確保及び給水地区の見直し等について、努力をしていただきたいと思います。

続きまして、議案第73号由布市娯楽レクリエーション地区内の建築制限の緩和に関する条例の一部改正についてですが、審査の結果は可決すべきものと決定いたしております。

本案は、湯布院都市計画区域内において娯楽レクリエーション地区内における旅館、ホテルの規模の制限を行うため、条例の一部を改正するものであります。第2条第2項において「延べ面積の制限が3,000平米以下」を新しく加えております。

なお、この改正による不適格建築物が4件あるそうでございますが、おおむね地域の方から承諾を得てるということでございます。

続きまして、議案第74号由布市水道事業の設置に関する条例の一部改正についてです。原案は可決すべきものと決定をいたしております。

湯布院町上水道事業の浄水方法の変更による給水量の見直しが生じたため、県の許認可の変更申請を行うため、条例の改正を行うものでございます。内容につきましては、1日最大給水量を「1万6,160立米」を「1万7,124立米」に改めるものでございます。

続きまして、議案第75号市道路線の廃止について、原案を可決すべきものと決定をいたしております。

新たに市道を認定するため、庄内町西長宝505番地の1地先から同396番2の地先までの間の延長241.0メートルを廃止するものでございます。

続きまして、議案第76号市道路線の認定について、原案を可決すべきものと決定いたしております。

この道路につきましては、農村総合整備事業庄内東部集落道移管に伴い、今後市道として管理するためのもので、庄内町西長宝1749番3の地先から同じく505番地の1の地先までの間、延長927.9メートルを市道に認定するものでございます。

続きまして、議案第77号、同じく市道路線の認定についてでございます。原案可決すべきものと決定いたしております。

農林漁業用揮発油税財源身替農道移管に伴い、市道として管理するためのもので、庄内町渕3524番1の地先から湯布院下湯平843番2地先までの間、延長2,142.8メートルを市道に認定するものでございます。

続きまして、議案第78号市道路線の認定（長宝中央線）でございますが、原案を可決すべきものと決定をいたしております。

農林漁業用揮発油税財源身替農道移管に伴い、市道として管理するもので、庄内町西長宝1795番の3の地先から、同庄内町東長宝663番の3地先までの間、1,031.5メーター

を市道に認定するものでございます。

続きまして、議案第79号平成21年度由布市一般会計補正予算（第4号）、原案可決すべきものと決定をいたしております。

歳入の主なものは、契約管理課担当の土地建物売払及び立木の売払307万円、雑入86万8,000円、歳出では湯布院町川北の市有地2カ所の不動産鑑定及び登記費用73万9,000円、貸付地元交付金149万2,000円、建設課の担当として、梶屋挾間線外で264万円、都市・景観担当まちづくりの担当課といたしまして条例申請台帳の管理システム導入188万3,000円、都市公園及び公園施設の台帳作成及びその整備業務2,298万円となっております。

このうち、緊急雇用対策事業を公園施設台帳整備業務委託料として新規に計上いたしております。

続きまして、議案第84号平成21年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）、原案可決すべきものと決定をいたしております。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ785万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6,968万4,000円と定めるものでございます。

補正の主な理由といたしましては、歳入では20年度よりの繰越金566万2,000円、道路改良費2件に伴う水道管移設に係る県よりの補償費346万5,000円であります。

また、歳出といたしまして、工事請負費346万7,000円、備品購入費154万2,000円、20年度決算による積立金285万円の増額をするものでございます。

次に、議案第85号です。平成21年度由布市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）、原案可決すべきものと決定をいたしております。

歳入歳出の予算の総額から歳入歳出それぞれ4万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,167万2,000円と定めるものでございます。

歳入では、前年度繰越金4万6,000円を減額し、また歳出では4万6,000円増額を基金より減額するものでございます。

次に、議案第88号平成21年度由布市水道事業特別会計補正予算（第1号）、原案可決すべきものと決定をいたしております。

収益的支出について、営業費用の負担金、湯布院町川上の高德水源の使用料の増に伴い、20万円を増額するものと、特別損失の過年度損益修正損は、対象者1名で、21万2,000円を増額するもの。以上、2点が主なもので、すべての補正に対し予備費で調整するものでございます。

資本的収入については、湯布院町上水道川北水源地隣接の山林（立木を含みます）が、用地購

入費及び周辺整備に伴う費用を上水道事業市補助金として2,797万8,000円を一般会計より繰り入れするための増額で、資本的支出につきましては、川北水源地隣接の山林用地購入の不動産鑑定評価業務委託料54万6,000円、当該用地購入費2,000万円、周辺整備として導水管及び管理道周辺の分筆測量委託料363万2,000円、当該箇所の保護または整備工事につきまして380万を増額するものでございます。

また、湯布院町上水道水源紫外線設備工事1億3,739万3,000円は、当初予算に計上していた際には、国庫補助採択基準には該当しないのではないかと判断したために、由布市単独事業として予算計上しておりましたが、21年度になって国庫補助対象の可否を再度見直して県と協議した結果、補助対象と事業を進めていくことになりました。

補助対象となれば、平成21年度内の工事着手は困難なため、実施設計委託のみを本年度に行いまして、工事につきましては、22年度より実施するために既決予算より工事費を減額するものと、新規で挾間の浄水場運転監視装置更新工事227万3,000円を増額するものでございます。

以上で、当委員会の報告を終わりたいと思います。

○議長（三重野精二君） ここで暫時休憩をいたします。再開は13時とします。

午前11時55分休憩

午後1時00分再開

○議長（三重野精二君） 再開します。

次に、観光経済常任委員長、山村博司君。

○観光経済常任委員長（山村 博司君） 観光経済常任委員長の山村です。それでは、委員会の審査結果の報告をいたします。

本委員会の案件によります審査の結果、会議規則第103条の規定により報告をいたします。

日時は、平成21年9月14日、15日。

場所は、挾間庁舎4階第1委員会室。審査日程は、14日、付託案件の審議、それから15日は請願まとめ。

出席委員は委員全員であります。

担当課は商工観光課、農政課、農業委員会、3課であります。

審査の結果を申し上げます。認定第1号平成20年度由布市一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の認定について、審査の結果、原案認定すべきと決定をいたしました。

経過及び理由を申し上げます。

歳入総額156億1,912万4,000円、歳出総額149億9,604万3,000円、歳入

歳出差引額は6億2,308万1,000円です。

歳入の主なものは、13款分担金及び負担金、農林水産業費分担金1,253万6,000円、15款国庫支出金、農業費補助金211万8,000円、林業費補助金645万円、16款県支出金、農業費補助金2億4,291万円、林業費補助金2,966万円、災害復旧費補助金1億7,480万4,000円、商工費委託金8万6,000円です。

歳出の主なものは、6款農林水産業費、うち農業振興費、中山間地域等支払い交付金2億5,923万1,000円、集落営農組織育成対策事業補助金571万1,000円、畜産業費で飼料高騰対策補助金1,052万円、農地費で県営かんがい排水事業補助金655万2,000円、林業振興費でイノシシ被害防止対策事業補助金274万4,000円。7款商工費のうち、商工振興費で商工会補助金1,164万1,000円、観光費で観光協会補助金1,001万4,000円、祭り事業補助金1,150万9,000円であります。

なお、当委員会の意見といたしまして、各種祭りの補助金につきましては、合併前の補助金を踏襲したもので、合併後4年を機に、基本的に見直しをするべきであること、2、観光協会を市全体的に観光浮揚の方策を図るべきで、窓口を一本化して観光振興をより明確にすべきであるとの意見を付します。

委員全員で慎重に審議した結果、全会一致で原案を認定すべきと決定をいたしました。

議案第72号由布市営土地改良事業に要する経費の賦課徴収に関する条例の一部改正について、審査の結果、原案可決すべきと決定をいたしました。

経過及び理由、由布市土地改良事業に伴う経費の賦課徴収に関する条例を一部改正するもので、第2条(5)農地有効利用支援整備事業費の100分の15以内を追加するものであります。この事業は、平成21年から23年までの3年間で実施する国の緊急対策事業の一環であります。

委員全員慎重に審査した結果、全会一致で原案を可決すべきものと決定をいたしました。

続きまして、議案第79号平成21年度由布市一般会計補正予算(第4号)について、審査の結果、原案可決すべきと決定をいたしました。

経過及び理由、歳入歳出総額に歳入歳出それぞれ5億3,745万7,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ161億5,798万3,000円と定めるものであります。

当委員会に係る歳入の主なものは、13款分担金及び負担金、農林水産業費分担金(現年度分)1,153万9,000円、16款県支出金、農林水産業費県補助金153万4,000円、災害復旧費補助金5,903万1,000円であります。

歳出の主なものは、6款農林水産業費のうち農業振興費で、学校給食地場農畜産物利用拡大事業補助金300万円、農地集積加速化促進事業補助金1,125万円、畜産業費で地域活動支援事業補助金333万3,000円、林業振興費で備品購入費175万5,000円、林道事業費で

委託料（地質調査）244万7,000円、7款商工費のうち、観光費で地域観光情報発信業務282万5,000円です。

なお、当委員会の意見として、予算計上はされているものの、政権交代で不透明な部分があるため、国・県と連携を密にして予算執行してほしいということを要望いたします。

委員全員慎重に審議の結果、全会一致で原案を可決すべきものと決定をいたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（三重野精二君） 次に、住民自治基本条例特別委員長、丹生文雄君。

○住民自治基本条例特別委員長（丹生 文雄君） それでは、住民自治基本条例特別委員会委員長の丹生文雄でございます。委員会審査報告をいたします。

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告いたします。

日時は、平成21年9月11日、午前10時より午後2時まで開会をしております。

場所は、庄内庁舎2階の健康増進室でございます。出席委員は、委員長の丹生文雄でございます。副委員長、新井一徳さん、議長を除く全議員、欠席者1名でございます。

執行部出席者は清水副市長、吉野総務部長、相馬総合政策課長、溝口課長補佐でございます。

審査の結果、事件の番号、議案第70号由布市住民自治基本条例の制定について、審査の結果は、原案否決すべきものと決定をいたしました。

経過及び理由については、議案第70号由布市住民自治基本条例の制定については、これまでに平成20年3月の第1回定例会に提案され、継続審査、同年6月の第2回定例会において、継続審査事項として審査を所管する総務委員会において慎重に審議がなされ、総務委員会では可決として委員長報告がなされ、なお同本会議の採決においては否決となった。

再度提案された本条例は、さきの議会側の意見等を踏まえて、一部修正や改善、さらに疑問点等精査して本定例会に提案された。

議会においても、この間、所管する総務委員会に修正や改善点について執行部から数回の説明がなされた。特に、総務委員会においては、改善点等についての意見調整等を行い、修正や改善点等について特段の意見はなかったと報告を受けた。

総務委員会としては、昨年の第2回定例会で本条例制定は全会一致で可決すべきとの意見であったことを踏まえ、本議案の再提案に対して総務委員会における審査を避け、全員で審査する意見を議会運営委員会に提案、同委員会においてこれに賛同。本会議において住民自治基本条例特別委員会を設置。議長を除く議員全員での特別委員会の審査とした。

その特別委員会においては、委員からの意見として改善点や修正点について、市民の意見や議会側に説明不足があったことの指摘、特に市民の定義についての位置づけ等についての疑問点に

ついで意見が集中した。意見としては、さきの第2回定例会の委員長報告とほぼ同様の意見であると。

委員からは、条例制定に対する反対討論、賛成討論等も踏まえて、継続審査としてさらなる審査を続行すべきとの意見も出された。委員会において、まず継続審査とすべきとの賛否を確認しました。その結果、継続審査にすべきではなく、条例制定可否を行うことを決定した。その可否について、起立による決定を出席委員全員（委員長を含まず）で行った。可否について、出席委員中2名退席。

結果については、本議案第70号由布市住民自治基本条例の制定については、特別委員会として原案を否決すべきものと決定しました。

以上です。

○議長（三重野精二君） 以上で、各委員長の報告が終わりました。

これより審議に入りますが、議案についても委員長報告に対する質疑については、審査の経過と結果に対する質疑にとどめることを再度お願いをしておきます。

まず、日程第4、報告第7号を議題として、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 討論なしと認めます。

これより報告第7号を採決します。本案に対する委員長報告は了承です。本案は委員長報告のとおり了承することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立24名〕

○議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり了承されました。

次に、日程第5、報告第8号を議題として、質疑を行います。質疑はありますか。8番、西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） 1点お尋ねしたいんですが、報告7号も同じなんですけども、審査の結果が原案を了承しましたとあります。ほかのものは可否については、本会議で行うということで、否決、可決とすべきものと決定っちゅうふうな言い方をしたんですけども、これはどこからきてるんでしょうか、了承しましたっちゅうのは。

○議長（三重野精二君） 4番、新井一徳君。

○総務常任委員長（新井 一徳君） 恐らく報告事項であるので、了承ということであると思いま

す。

○議長（三重野精二君） ほかに質疑はありませんか。8番、西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） 恐らくじゃわからんですけども、これも了承すべきものと決定じゃないんでしょうか。

○議長（三重野精二君） 新井一徳君。

○総務常任委員長（新井 一徳君） 「そう決しました」としなければならなければ、そのようにしたいと思いますが、ほとんど報告事項でありますので、通常はもうその辺でいいというように聞いておりましたので、そういうことにしましたけども、もしもそういうことであれば、次回からはそういうふうにしたほうがいいんじゃないかと思います。

以上です。

○議員（8番 西郡 均君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 討論なしと認めます。

これより報告第8号を採決します。本案に対する委員長報告は了承です。本案は委員長報告のとおり了承することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立24名〕

○議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり了承されました。

次に、日程第6、報告第9号を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 討論なしと認めます。

これより報告第9号を採決します。本案に対する委員長報告は了承です。本案は委員長報告のとおり了承することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立24名〕

○議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり了承されました。

次に、日程第7、認定第1号を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。8番、西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） 反対討論を行います。

1つは、人権同和対策課を置いて2,000万円近い人件費を使ってることは、許されないむだ遣いであります。それを合理化するために、2年も続けて解放同盟の清田委員長を呼んで職員研修をするなどもってのほか。

2つ目は、立派な給食室とランチルームを持つ東庄内小学校のすぐ隣に、巨大な給食センターをつくって、みずからの自校方式の自信と誇りを投げ捨てて、そしてセンター建設に走った町長、市長、一貫性がないということで、行き当たりばったり。合併を口実にしてますけどね、そういうこっちゃ情けないと。

3つ目は、全国のお荷物になってる国体ですよ。開催県は優遇されて、どこも天皇賞とか何とかわけわからん賞をとるみたいですが、ことしの結果はもうかわいそうな結果になりそうなんですけど、わずかな県の補助金でお祭り騒ぎをして、市民の税金をしこたま使ってるこうした欺瞞的な国体に熱を上げるっちゅうことには、断固反対でありました。

当然、あと体育振興に一定のいろんな施策をとってるっちゅうんならともかく、ほんとその場限りっちゅうようなことで、非常に残念であります。

4番目は、今回初めて剰余金を4年間言い続けて、積み立てするようにしました。ほかの特別会計でも、地方財政法にのっとりた積み立てをするところもあれば、1期3年間の介護計画で、使い切ってしまうなきゃならなかった計画が、剰余金が出たりとかいうことで、そういうのを一挙にほかの実態、大分県の多くがそうでした。保険料の値下げなどに使うんならともかく、そのまま値上げをして、何のこっちゃっちゅうようなことです。

特に、この1年間ずっと言い続けてきました5番目は簡易水道事業の特別会計なんでありますが、時松が市営水道であるにもかかわらず、5年先の長期水道計画の中で市営に取り入れると、ばかな話を平気でここで答弁してるんですね。こんなの直ちにやるべきですよ。その責任を旧挾間町の時代に、設置条例をつくらなかったから、旧挾間町の町会議員のせいにしてね、非常に残念であります。

6番目は、農業集落排水事業の運営協議会を未開催で、予算もそうですけども、今度の決算もそれでやってきたということで、もう担当課長の責任のみならず、その上司、部長あるいは統括する総務の部長、あるいは副市長、市長、一体何を考えているんかと思います。

こういう状態では、由布市の行政機構の末期症状っちゅうんですか、危機的な状況が伺えます。

以上、心配して決算認定1号には反対であります。

○議長（三重野精二君） 賛成者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） これで討論を終わります。

これより認定第1号を採決します。本案に対する各委員長報告は認定です。本案は委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立23名〕

○議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、日程第8、認定第2号を議題として、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。8番、西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） 繰越剰余金がまだある段階で、その値上げ云々なんちゅう言及する監査委員も監査委員ですけども、審議した委員会も同じようなことを言ってるんです。とんでもないこと。

1つは、十分市民サービスを念頭に置いて、そういうことを軽々しく言わないと。2つ目は、生活困窮者のことをずっと言い続けてきましたけれども、もうあらゆる公共料金そうなんですけれども、減免規定が条例の中にもあるにもかかわらず、困窮者に対して適用を一切してないんです。あろうことか監査委員は、役所に出てくりやそねえなことは相談できるちゅうことを言いよるんですね。役所にわざわざ来てくれるような心臓を持ってる人は、もう言わんでも払わんって頭からやかましゅう言うんですよ。

だから、払いたくても払えない人たちにどう対応するか。事実上、そのメーターはかりや料金徴収はいろんな機会に住民と接してる。あるいは、過去にもずっと続いているから、状況はかなり把握できるにもかかわらず、そういうところに適切なアドバイスすると。

減免制度がありますから、どうぞこういうのを出してくださいって、そうすりゃ調定額も減るわけですから、滞納金なんちゅうのはね、ずっと減るわけなんですけども、なんかそこ辺の配慮が全くないちゅうことでね、水道だけをやかましく言うんじゃないです。ほかの国保だってあらゆる農集だって、その公共料金の生活困窮者に対する取り立て、特にもう由布市は収納課がもう悪辣な取り立てをやってるんですから、何もかんも差し押さえて。

そういう点で言えば、そういう生活困窮者に対する配慮が行き届くような、本当にあったかい市政になるようにしてほしいという思いを込めて、この認定第2号にも反対いたします。

○議長（三重野精二君） ほかに討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） これで討論を終わります。

これより認定第2号を採決します。本案に対する委員長報告は認定です。本案は委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立23名〕

○議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、日程第9、議案第70号を議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。4番、新井一徳君。

○議員（4番 新井 一徳君） 議案第70号由布市住民自治基本条例に対して、特別委員会では私も副委員長でありましたので、特別委員会での決議の重さは十分わかっています。しかし、上程中の自治基本条例に対し、賛成の立場から討論をいたします。

まず、最初から内容を検討してきた策定委員会は、さまざまな角度から公募の市民委員も参加し、真摯な議論が行われたものと思っております。

一旦は否決されましたが、新しい時代の制度ですから、その内容についてさまざまな意見が出ることは当然であります。議案の議論の中で、今回要望の定義等を修正し、よりわかりやすくなったと思います。また、条例の最後には、条例の検討及び見直しの必要性が盛り込まれています。

条例は、使い勝手が悪ければ直すという視点から検証に努め、必要な見直しなど将来にわたりこの条例を発展させるものとなっております。条例の目的である主権者である由布市民が、自治の担い手として市や議会とともにまちづくりを推進するために、市民等の権利と責務並びに市及び議会の役割等、自治の基本的事項を明らかにし、住民自治の実現を心から望んでおります。由布市民の知恵と力を結集することで、誇りある自治のまちを実現し、次世代に継承していけたらと思います。

これからも、こうした条例は多くの自治体で制定されることになっていくと思われま。この条例をここで終わらせてしまうと、各条項の議論をし、修正を求めたのかわかりません。私は今議会での制定を望み、賛成討論といたします。

以上です。

○議長（三重野精二君） 反対者の討論はありませんか。7番、溝口泰章君。

○議員（7番 溝口 泰章君） 7番、溝口です。ただいま原案の賛成という立場での討論ございました。しかし、私はそのような考えのもとで早急にこの条例を制定することに危惧を抱いて、そしてその危惧が現実化して、市民に及ぼす影響を考えると、どうしてもこの状態での住民

自治基本条例に反対をせざるを得ないというところでございます。

なぜならば、今の討論でも言われましたが、見直し規定があるから、今のままでまず可決して、そして何かあったときには、その見直し規定によって見直すんだという理解の仕方、そしてその内容に沿ったならば、もしでき得る限りのすばらしい条例として制定しようとして、今まで議論してきたことが、最後の見直しがあるから、いつか問題があったときに変えようよというふうな、そんな安易な形での制定になってしまう、ここはひとつ見直しではなくて、完璧なものをつくるべきだという我々の立場は、そこで無視されてしまった。ですから、今回この議会においては、まず否決をするというのは、常識でございます。

また、くしくも主権者である市民にとってというふうに、市民のための条例であるというふうに論理を展開していますけれども、実際にこの前文と第1章、総則の目的を見ますと、全く前文においては市民、市民が自治に参画する、主体的に自治に参画することによって、市内で暮らすすべての人と共同して、「住みよき日本一」の自治体をつくっていくんだというふうに、市民が主役となった自治の向上を図るためだというふうにして、市民と市及び議会がまちづくりに関する情報を共有してと、次代にこのまち、誇りある自治のまちを実現して、次世代、次の世代に継承していくんだというふうに名文が書かれておるんですけれども、1条、2条においてそこが改めて不明確な形で展開されておるわけです。

「市民等」という新たな言葉が前文には入っていない部分で、「市民等」など、エトセトラが入ってきているがために、このせっきく市民が主役で主権をもってまちをつくっていくというすばらしい前文の内容が、ここで拡大解釈されて、市民エトセトラと一緒にやっていくというふうな流れに、急に変更されています。それがゆえに、当然その後の2条以下、すべてにわたって定義が不明確なために主役がわからなくなって、結果的にこれは混乱を呼ぶと。

ですから、こういうあたりをきちっと明確に区別すべきは区別、峻別すべきを峻別してこそ、いい条例になるというふうな思いで、せんだっての特別委員会でこれを否決すべきだというふうに私は主張をいたしました。

そして、そのとおり——そのとおりというか、私の主張と同じような方々が多くて、否決という結果を呼びました。

ところが、これは直接条例の中身ではございませんが、その後に否決という報道が伝わった後に、委員の何人かに市長から電話がかかってきて、この否決を可決のほうにしてくれという工作がなされたという情報が入りました。全く私耳を疑うような状態で、全員で諮った特別委員会の内容を、本会議の前に市長が反対の立場をとった人に、この原案に賛成してくれという連絡をするということは、これはいかながなものか、政治家としての信念を疑わざるを得ない状態になりました。

もちろん、根回しという形で審査をする前に、ぜひともこういう意味でこういう条例が要るんだから、だから理解してほしいというふうな話を持ってくるのは、これはあり得ることです。

しかし、一旦特別委員会は全員で協議しています。全員で協議して否決になったというところで、市長が工作をして、ひっくり返ってくれと、こういうことは市民に対する一つの侮辱でもありませんし、特別委員会に付託された案件に対して、市民の負託を受けた議員たちが、真摯な態度で協議して否決という結論を引き出した。それを尊重するのが当然市長の政治的な責任です。しかし、市長はその逆をいきました。

そこで信頼は崩れて、そのようなやり方でつくられたこれがたとえこれから先討論を経て採決になりますが、原案が可決になったとして、果たして外に向かって誇れる条例でしょうか。

「ノー」です。市民に対して恥ずかしい。また、それは市民のみならず、由布市の自治条例を見守っている、成立を見守っている人たちにとっても一つの裏切りです。

特別委員会の結果を尊重することから始まり、そしてその尊重を具体的に市民の皆さんにお伝えする、それが我々の仕事だと思っております。私はこの住民自治条例すべて否定しているわけではございません。前回の否決になった際にも、条例自体は必要であると。しかし、この中身に幾多の疑問がある。だから、誇りを持って、自信を持って出せるものじゃないじゃないか、そうでしょうという立場で討論いたしまして、結果は否決でした。

だからといって、この最後の議会にかけてどうしても通そうよというふうな考え方ではなくて、これは第2期の市政でも第3期の市政でも、徹底的に議論して、最高の条例をつくるべき性質のものなんです。そうやって出来上がったものこそ、真の由布市民のための自治条例として全国に誇ることができます。

主権者は市民です。その主権者の了解を得るためにも、広くこういう案でどうだろうと問いかけて、市民の皆さんの意見を聞きながらやるには時間がかかります。わずか4年ですぐにつくってしまって、後から見直し規定があるから変えていきゃいいじゃないかというふうな安易な考えでこの条例を原案賛成して可決するには、どうしても首を縦に振ることはできません。

真剣に考えて、長い時間かかってもいいんです。すばらしいものをつくるためにも、一旦ここはこの条例を否決して、再度2期目、3期目で実現を図るならば図ればいい。すばらしいものをつくるためにも、ここは否決です。そういう意見で、討論を終えたいと思います。

○議長（三重野精二君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） これで討論を終わります。

これより議案第70号を採決します。本案に対する委員長報告は否決です。したがって、原案について採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[12番 藤柴 厚才君 退場]

[議員23名中起立12名]

○議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決をされました。
ここで暫時休憩します。

午後 1 時41分休憩

.....
午後 1 時42分再開

[12番 藤柴 厚才君 入場]

○議長（三重野精二君） 再開します。

次に、日程第 10、議案第 71 号を議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 討論なしと認めます。

これより議案第 71 号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[議員24名中起立24名]

○議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第 11、議案第 72 号を議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 討論なしと認めます。

これより議案第 72 号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長の報告どおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[議員24名中起立24名]

○議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第 12、議案第 73 号を議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。8 番、西郡均君。

○議員（8 番 西郡 均君） 委員会の中で、いわゆる今まで娯楽レクリエーション地域という

ふうで使用してたのが誤りだったっていう指摘がありました。その経緯やそういうことについて委員会の中で議論したのかどうか、教えてほしいんですが。

○議長（三重野精二君） 17番、利光直人君。

○建設水道常任委員長（利光 直人君） その件につきましては、議論をしておりません。

○議長（三重野精二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 討論なしと認めます。

これより議案第73号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立24名〕

○議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第13、議案第74号を議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。8番、西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） 委員長にお尋ねしますけども、水利権のそれぞれの挟間とか湯布院の割合とかいうのはわかるんですか。

○議長（三重野精二君） 利光直人君。

○建設水道常任委員長（利光 直人君） それについては、ちょっと手元に調べておりません。申しわけないです。

○議長（三重野精二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 討論なしと認めます。

これより議案第74号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立24名〕

○議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第14、議案第75号を議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 討論なしと認めます。

これより議案第75号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立24名〕

○議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第15、議案第76号を議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 討論なしと認めます。

これより議案第76号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立24名〕

○議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第16、議案第77号を議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 討論なしと認めます。

これより議案第77号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立24名〕

○議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第17、議案第78号を議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 討論なしと認めます。

これより議案第78号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立24名〕

○議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第18、議案第79号を議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 討論なしと認めます。

これより議案第79号を採決します。本案に対する各委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立23名〕

○議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第19、議案第80号を議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。8番、西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） 言い続けてきたんで、最後も言わんとね。合併の条件として、3億円の基金ということを行いながら、初年度で赤字でもないのに勝手に取り崩して、それを埋め合わせしないということがこれまでずっと続いてきました。

その間、大変だっというならともかく、毎年2億何千万円も剰余金出して、ことしに至っては3億4,000万円ちゅうことで、そのうち1億2,000万円は次年度に必要なあれでありますけども、その4,000万円の補てんちゅうのは十分可能なんですけども、一切言うこと聞かないと。あの合併協議は一体何だったのか。

だから、3億円基金を積み立てなきゃならんなんちゅうことを言うて、挾間町に無理強いしときながら、これはもうちょっと許されないことです。

2つ目は、剰余金に関してなんですけども、要するに出納閉鎖までに非常に計算困難と。幾ら入るか、幾ら出るかというのが予測不可能ということで、出ることはいたし方ないんですけど

も、出たらやっぱり一旦は財政法に基づいて基金にして、翌年の財源にするというやり方をするのが、私は適切だと思って毎回この場で言ってきました。

しかし、そうでない場合は一般会計に繰戻して、再度一般会計から入れると、いろいろな方法はあろうかと思うんですけども、それをこの間ずっと4年間聞く耳を持たなかったことは、残念に思います。反対討論といたします。

○議長（三重野精二君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） これで討論を終わります。

これより議案第80号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立23名〕

○議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第20、議案第81号を議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 討論なしと認めます。

これより議案第81号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立24名〕

○議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第21、議案第82号を議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。8番、西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） 介護保険そのものも随分反対で、今日まで来ましたが、1期3年、3期目のことなんですけど、3年間の計画の最終年度で繰越剰余金が出て、その使い道をどうするかということは、先ほど決算のところでは言いましたが、まさにこれが繰越金処理の補正予算でありました。

事実上不可能かもしれんけども、こういう剰余金が出た場合は、それ一挙に保険料の引き下げに使うということを主張してるところでありますから、反対討論といたします。

○議長（三重野精二君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） これで討論を終わります。

これより議案第82号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立23名〕

○議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第22、議案第83号を議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。8番、西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） これも一貫してこの制度そのものに反対してきましたし、今度の政権で見事老人保健にまた変わるといいますので、余り心配はしてませんが、この補正予算そのものには反対であります。

○議長（三重野精二君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） これで討論を終わります。

これより議案第83号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立23名〕

○議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第23、議案第84号を議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 討論なしと認めます。

これより議案第84号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立24名〕

○議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第24、議案第85号を議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。8番、

西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） 委員長にお尋ねいたします。

経過及び理由で、歳入では前年度繰越金4万6,000円を減額し、また歳出では4万6,000円の増額を基金より減額するものか、きちんとして説明してください。

○議長（三重野精二君） 休憩します。再開は2時10分です。

午後1時52分休憩

.....

午後2時10分再開

○議長（三重野精二君） 再開します。

先ほどの8番議員の質疑より委員長答弁をお願いします。利光直人君。

○建設水道常任委員長（利光 直人君） 基金よりじゃなくて、基金積立金よりです。（「違う」と呼ぶ者あり）そうっちゃ。基金積立。（笑声）基金積み立てをです、済みません。基金積み立てを減額するです。

○議長（三重野精二君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 討論なしと認めます。

これより議案第85号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立24名〕

○議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第25、議案第86号を議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。8番、西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） もう口が酸っぱくなるほど言ってますけども、運営協議会に諮らなかつたのはけしからんと。その補正ですけどね、一緒に決算があるわけですから、十分できたにもかかわらず、あの上しつこく予算のときに言ったのにもかかわらず、やり過ぎしてしまう上司の連座制を問います。

2つ目は、既に市長就任のときから長宝団地をつぎ込んでパンクしてるにもかかわらず、今日までその加入を毎年やって、より深刻にしてるわけですよ。原因も探求できないまま、もう

10年も過ぎているっちゅうことで、許されないことなんで、あと2割以上も加入者が残ってるんで、早急に処理場を横につくって、そしてそれに対応できるようにしてください。

全体計画の中で処理場の総額なんちゅうのは知れてるんですよ。ほとんど大半は管路で占めてるんで、そういう点では処理場を早急につくって、それはもう現地の人が言ってるんです。あと加入できんじゃないかと言ってるんでね、そういう対応策を、解決策を示すような補正予算なら、私はもう大賛成なんですけども、何もかもみんなほんと頭に来る。以上です。

○議長（三重野精二君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） これで討論を終わります。

これより議案第86号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立23名〕

○議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第26、議案第87号を議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 討論なしと認めます。

これより議案第87号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立24名〕

○議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第27、議案第88号を議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 討論なしと認めます。

これより議案第88号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立24名〕

○議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。
ここで休憩をいたします。

午後 2 時14分休憩

午後 2 時15分再開

○議長（三重野精二君） 再開します。

追加日程第 1. 農業委員の推薦について

追加日程第 2. 発議第 5 号

追加日程第 3. 閉会中の継続審査・調査申出書

○議長（三重野精二君） お諮りします。農業委員の推薦についての件、また議員発議として発議第 5 号及び各委員会からの閉会中の継続審査・調査申出書が提出をされております。ついては、この提出案件 3 件を日程に追加し、追加日程第 1 から第 3 として議題にしたいと思っております。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 異議なしと認めます。よって、以上の 3 件は追加日程第 1 から第 3 として議題とすることに決定いたしました。

まず、追加日程第 1、農業委員の推薦についてを議題とします。

地方自治法第 117 条の規定により、淵野けさ子君、太田正美君、佐藤人巳君の 3 名の退場を求めます。

〔9 番 淵野けさ子君、10 番 太田正美君、15 番 佐藤人巳君 退場〕

○議長（三重野精二君） お諮りします。議会推薦の農業委員は 4 人とし、淵野けさ子君、太田正美君、佐藤人巳君、後藤慶子君の以上の方を推薦したいと思います。御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 異議なしと認めます。したがって、議会推薦の農業委員は 4 人とし、淵野けさ子君、太田正美君、佐藤人巳君、後藤慶子君、以上の方を推薦することに決定いたしました。

ここで、淵野けさ子君、太田正美君、佐藤人巳君の入場を求めます。事務局、連絡をお願いします。

〔9 番 淵野けさ子君、10 番 太田正美君、15 番 佐藤人巳君 入場〕

○議長（三重野精二君） 農業委員の推薦については、淵野けさ子君、太田正美君、佐藤人巳君、後藤慶子君、以上の 4 人の方を推薦することに決定をいたしましたので、お知らせをいたします。

次に、追加日程第2、発議第5号を上程します。

提出者に提案理由の説明を求めます。7番、溝口泰章君。

○議員（7番 溝口 泰章君） それでは、発議第5号の説明を申し上げます。

発議第5号新保険業法の適用除外を求める意見書、上記の意見書を別紙のとおり由布市議会会議規則（平成17年議会規則第1号）第14条第1項の規定により提出します。平成21年9月18日、由布市議会議長、三重野精二殿。

提出者は、由布市議会議員、溝口泰章、外賛成者、田中真理子議員、湊野けさ子議員、西郡均議員、佐藤郁夫議員、高橋義孝議員。

提案理由です。自主的に運営されている自主共済の新保険業法適用除外を求めるためでございます。詳しくは裏面、新保険業法の適用除外を求める意見書をごらんいただきたいと思います。

以上です。

○議長（三重野精二君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。ただいまの追加議案については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、全員による審議にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略し、全員による審議とすることに決定しました。

それでは、追加日程第2、発議第5号新保険業法の適用除外を求める意見書を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 討論なしと認めます。

これより発議第5号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立24名〕

○議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、追加日程第3、閉会中の継続審査・調査申出書の件を議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会の各委員長から、会議規則第104条の規定により、お手元に配付しておりますように、閉会中の継続審査・調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに御異議

ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定いたしました。

○議長（三重野精二君） 以上で、今期定例会の議事日程はすべて終了いたしました。

市長、閉会あいさつ。

○市長（首藤 奉文君） 平成21年第3回定例議会の閉会に当たりまして、一言お礼のごあいさつを申し上げます。

去る9月2日から本日までの17日間にわたり、議員各位には本会議並びに各委員会を通じて慎重審議をいただき、連日の御苦勞に対し敬意と感謝を申し上げる次第でございます。おかげをもちまして、全議案を御可決賜りましたことを厚くお礼を申し上げます。ありがとうございました。

さて、市議会も特に緊急案件のない限り、本日をもって任期最終の議会となります。これまでの御活躍、また御苦勞に対して心を込めてお礼のごあいさつを申し上げます。

時の流れはまことに早いもので、瞬く間に4年がたってしまいました。まことに感無量でございます。この間、議員皆様の御協力に対しまして、私は心から感謝とお礼を申し上げますとともに、市民の福祉と由布市発展のためにそそがれた皆様の御尽力に深く敬意を表する次第であります。

省みますと、合併直後の平成17年第1回臨時会から平成18年の第1回定例会まで、未来館の会議室を利用するというスタートでございました。さらに、市の財政状況も、もう後がないという大変厳しい中でのスタートでもございました。

それにまた、この4年間は百年に一度も起きないような事件や事故を含めまして、言葉では言い尽くせないほどのいろいろな出来事がございました。その都度、議員皆様の力強い御理解と御協力をいただきまして、おかげをもちまして、由布市民の融和による一体感の醸成が推進されておりますし、協働の形が徐々にあらわれてきたと思っております。

また、緊急課題でありました財政基盤の確立も、健全化が確立されつつあることは、まことに同慶の至りでありますとともに、由布市の総合計画に沿って懸案事業が漸次緒につこうとしていますことは、まことにありがたいことだと思っております。これは、市民の皆さんの市政に対する深い関心と御理解、御協力によるものでございますが、特に議員皆様方が本当に市民の市政を実現するための情熱を傾けていただき、精根を尽くされたおかげであると深く感謝をいたします。

しかしながら、由布市も同様でございますが、今日の地方自治体を取り巻く情勢は、まことに

厳しいものがあると認識をしております。そのような中で、再び議会議員として立候補されておられる皆様に対しまして、私はこれまで市政に豊かな経験と愛情を持っておられる皆様方が、見事に当選を果たされまして、引き続きこれら諸問題の解決と諸事業の推進に当たっていただけることを強く願うものでございます。

また、今期を最後に御勇退なされる皆さんにつきましては、旧町議会から新市の市議会へと長い間の御苦勞に対しまして、心から敬意と感謝を申し上げます。まことにありがとうございました。そして、大変お疲れさまでしたと言わせていただきたいと思います。

これまでの皆様方の力強い御指導に心から感謝を申し上げますとともに、今後は健康に十分御留意されまして、大所高所からの温かい御指導をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

私自身、初代の市長としてまだまだ研修せねばならぬことも多く、皆様に対しましては不行き届きの点多々ございまして、いろんなことで御迷惑をおかけしたこともあろうかと深く反省をいたしております。しかしながら、こうしてきょうを迎えられるのも、皆様方のおかげであると心から感謝をいたしておりますし、心からお礼を申し上げたいと思います。

議会では厳しい論議を戦わせても、終わればそれはそれとしてお互いを認め合い、たたえあうラグビーのノーサイドの精神と心で、これからもよろしくお願い申し上げます。

私も市民の皆さんが夢と希望を持って暮らしていただける、そういう由布市に向けて、再びチャレンジしていく決意でございますので、どうぞよろしく御指導のほどをお願いを申し上げます。立候補されます議員の皆さんとは、私を含め、また再びここでお会いできることを心から念願するものでございます。

任期が終わろうとしているこの時期に当たり、ここに由布市の一層の発展と市民の皆さんの御幸福を心からお祈りいたしますとともに、多年にわたる皆様方の御厚情に対して、重ねて衷心より深甚なる感謝の意を表し、お礼のごあいさつとさせていただきます。まことにありがとうございました。

○議長（三重野精二君） 私より閉会に当たり、一言お礼のごあいさつを申し上げます。

9月2日より本日までの今議会は、議案審議や決算審議などがあり、秋の諸行事など山積した中で長期にわたっての御審議に、議員各位に感謝申し上げます。

本議会開会中の9月12日から14日までの3日間、第64回大分県県民体育大会が開催されました。我々議会も恒例の議員ソフトに参加していましたが、議会日程の関係で今年は参加を断念いたしました。この県民体育大会の成績が、先般の新聞に報道されていました。我が由布市は、B部で昨年9位で、躍進4位の好成績であったものが、今大会は総合で16郡市のうち13位と、残念な結果であったことが報道されています。

市民の皆さんや関係者の並々ならぬ御奮闘や努力にもかかわらず、我が由布市の成績が振るわ

なかったことに、スポーツを通じてのまちづくりや昨年の国体開催による市民スポーツ気運の盛り上がりさらなる期待と、市民総スポーツを通じての健康づくりやまちづくりに期待をしたいものであります。

さて、今定例会は、我々議員にとっても任期中最後の定例会となりました。議員各位におかれましては、再度の目標達成に挑戦する方、また今期限りで議員生活に区切りをつける議員もおるとの事を聞き及んでおります。議員おのおの、それぞれの目標達成に向け、由布市のまちづくりに御支援を賜りたく存じます。

なお、週末からはシルバーウィークとして長期の休日が続きます。議員におかれましては、何かと多忙なことと思いますが、まずは健康第一で議員活動や地域活動に御奮闘をお祈りをいたします。

終わりにになりましたが、議会と議員を代表いたしまして、市民の皆さんを初め市長、職員にごあいさつを申し上げます。

由布市が合併後、初代の議員として26名で市民の負託を受け、議会活動がスタートをいたしました。任期半ばで立川剛志議員が残念なことになりましたが、合併前の3町の文化や行政手法、議会運営が異なる中で、初代の後藤憲次議長のもとでの由布市議会の歴史の一步が開かれました。その歴史を継承させていただき、無事任期を終えようとしております。24名の議員の仲間の皆さんと、今は亡き立川剛志議員とともに、由布市議会としての歴史の一步が築かれましたことに感謝を申し上げます。

特に、合併後の数回の議会は、議場を挟間未来館で行ったことを印象に大きく残っています。また、由布市政の機軸となる基本構想、総合計画や市民顕彰など構築していったことも、その歴史に刻み込まれることを念じております。

このようにして、由布市の歴史の一步を築く時期に、初代の市議会議員としての認識と誇りを持ち、これからも立場はお互い異なるかもしれませんが、由布市のまちづくりのあらゆる立場で協働の精神を大切にしましょう。

市民の皆さんとともに由布市のますますの発展を念じ、議員としての任期の区切りに当たり、由布市議会を代表して、由布市民の皆さんに御礼のごあいさつをいたします。

以上をもちまして、議会の閉会に当たりまして、御礼のごあいさつとします。ありがとうございました。

これにて平成21年第3回由布市議会定例会を閉会いたします。ありがとうございました。

午後2時35分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員